

## 花貫ダム暫定操作規則

### 第1章 総 則

(通 則)

**第1条** 花貫ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

**第2条** 花貫ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

### 第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

**第3条** 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒60立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

**第4条** 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- (1) 洪水期間 6月21日から10月10日まで
- (2) 非洪水期間 10月11日から翌年6月20日まで

(かんがい期間)

**第5条** かんがい期間は、5月1日から8月31日までとする。

(水 位)

**第6条** 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

**第7条** 貯水池の常時満水位は、標高172.8メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

**第8条** 貯水池のサーチャージ水位は、標高175.0メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

**第9条** 貯水池の最低水位は、標高161.0メートルとする。

(制限水位)

**第10条** 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、次の各号に掲げる期間

において、それぞれ当該各号に定める水位とし、第 18 条の規定により洪水調節を行う場合及び第 20 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

- (1) 6月21日から7月12日までの期間 標高170.0メートル
  - (2) 7月13日から7月31日までの期間 期間内の各日において、標高170.0メートルから標高164.8メートルまでの間で期間内の日数に応じて等差的に算出される当該日の標高
  - (3) 8月1日から10月10日までの期間 標高164.8メートル
- (予備放流水位)

**第 11 条** 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる期間における予備放流の最低水位は、標高 169.0 メートル、同条第 3 号に掲げる期間における予備放流の最低水位は、標高 163.5 メートルとする。

### 第 3 章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

**第 12 条** 洪水調節は、下表に定める標高及び容量により行うものとする。

期 間	標高 (メートル)	容量 (立方メートル)
第 10 号第 1 号に掲げる期間	169.0～175.0	1,040,000
第 10 号第 2 号に掲げる期間	期間内の各日において、標高 169.0 メートルから標高 163.5 メートルまでの間で期間内の日数に応じて等差的に算出される当該日の標高から標高 175.0 メートルまで	期間内の各日において、1,040,000 立方メートルから 1,750,000 立方メートルまでの間で期間内の日数に応じて等差的に算出される当該日の容量
第 10 号第 3 号に掲げる期間	163.5～175.0	1,750,000
非洪水期間	172.8～175.0	420,000

2 洪水に達しない流水の調節は、下表に定める標高及び容量により行うものとする。

期 間	標高 (メートル)	容量 (立方メートル)
第 10 号第 1 号に掲げる期間	170.0～175.0	890,000
第 10 号第 2 号に掲げる期間	期間内の各日において、第 10 号第 2 号の規定により算出される標高から標高 175.0 メートルまで	期間内の各日において、890,000 立方メートルから 1,600,000 立方メートルまでの間で期間内の日数に応じて等差的に算出される当該日の容量
第 10 号第 3 号に掲げる期間	164.8～175.0	1,600,000
非洪水期間	172.8～175.0	420,000

(流水の正常な機能のための利用)

第13条 流水の正常な機能の維持は、下表に定める標高及び容量により行うものとする。

期 間	標高 (メートル)	容量 (立方メートル)
第10号第1号に掲げる期間	161.0～170.0	1,100,000のうち 最大214,000
第10条第2号に掲げる期間	期間内の各日において、標高161.0メートルから標高170.0メートルと標高164.8メートルとの間で期間内の日数に応じて等差的に算出される標高まで	期間内の各日において、1,110,000立方メートルから400,000立方メートルの間で期間内の日数に応じて等差的に算出される容量のうち最大180,000立方メートル
第10条第3号に掲げる期間	161.0～164.8	400,000のうち 最大128,000
非洪水期間	161.0～172.8	1,580,000のうち 最大214,000

(水道用水及び工業用水のための利用)

第14条 水道用水及び工業用水の供給は、下表に定める標高及び容量により行うものとする。

期 間	標高 (メートル)	容量 (立方メートル)
第10号第1号に掲げる期間	161.0～170.0	1,100,000のうち 水道用水は最大278,000 工業用水は最大618,000
第10条第2号に掲げる期間	期間内の各日において、前条の表中第10条第2号に掲げる期間の項、標高の欄の規定により算出される標高	期間内の各日において、1,110,000立方メートルの間で期間内の日数に応じて等差的に算出される容量から180,000立方メートルを除いた容量に水道用水は最大 $(554,000 \div 1,786,000)$ を乗じて算出される容量、工業用水は最大 $(1,232,000 \div 1,786,000)$ を乗じて算出される容量
第10条第3号に掲げる期間	161.0～164.8	400,000のうち 水道用水は最大84,000 工業用水は最大188,000
非洪水期間	161.0～172.8	1,580,000のうち 水道用水は最大424,000 工業用水は最大942,000

## 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

**第15条** 高萩工事事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 水戸地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制における措置)

**第16条** 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 土木部河川課，高萩工事事務所，水戸地方気象台，高萩市その他の細則に定める関係機関との連絡，気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備，予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置。

(予備放流)

**第17条** 所長は、洪水期間において洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合であつて水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒60立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

**第18条** 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が標高173.2メートル以上にある場合で、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 流入量が毎秒60立方メートルから毎秒360立方メートルまでの間にあつて増加し続けているときは、毎秒 $\{(流入量-60) \times 0.414 + 60\}$ 立方メートルの水量を放流すること。
- (2) 流入量が毎秒360立方メートルを超えずに、流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{(最大流入量-60) \times 0.414 + 60\}$ 立方メートルを、流入量が当該放流量又は前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。
- (3) 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を越えた時以後は、前2号に規定する方法により放流すること。
- (4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において流入量が毎秒360立方メートルを超えずに増加したときは、流入量が次条の規定による放流量と等しくなったときから毎秒 $\{(当該等しくなったときの放流量-60) \times \frac{1}{0.414} + 60\}$ 立方メートルに等しくなるまで当該等しくなったときの放流量に等しい流水を放流すること。
- (5) 流入量が、前号に規定する毎秒 $\{(当該等しくなったときの放流量-60) \times \frac{1}{0.414} + 60\}$ 立方メー

トルに等しくなったときから以後は、第1号から前号までの規定を準用して放流すること。

(6) 流入量が毎秒360立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒185立方メートルに等しくなるときまで、毎秒185立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

**第19条** 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量を、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては毎秒60立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

**第20条** 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

**第21条** 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

**第22条** 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

## 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

**第23条** ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流することができる。

(1) 第10条第1号又は第3号に掲げる期間に移行するに際し、水位をそれぞれ当該制限水位に低下させるとき。

(2) 第30条第1項の規定によるゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により放流する場合の放流量の限度は、毎秒60立方メートルとする。

(放流の原則)

**第24条** 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

**第25条** ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては当該規定に

定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

**第 26 条** 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めるときは、北方堰地点において別表第 1 に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水及び工業用水のための放流)

**第 27 条** 所長は、水道用水及び工業用水の供給のため必要があると認めるときは、北方堰地点において、水道用水については毎秒最大 0.104 立方メートル、工業用水については毎秒最大 0.232 立方メートルの水量をそれぞれ取水できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

**第 28 条** 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認めるにおいて、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

**第 29 条** ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

## 第 6 章 点検、整備等

(点検及び整備)

**第 30 条** 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による点検及び整備の基準を別に定めなければならない。

(調査又は測定)

**第 31 条** 所長は、別表第 2 に掲げる事項に関し、同表に定める項目について調査又は測定を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による調査又は測定の基準を別に定めなければならない。

(記 録)

**第 32 条** 所長は、ゲート等を操作し、第 30 条第 1 項の規定による点検及び整備を行い、並びに前条第 1 項の規定による調査又は測定を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかななければならない。

## 第 7 章 雑 則

(細 則)

**第 33 条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、知事が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1

北方堰地点で確保すべき水量

期間	9月1日～4月30日	5月1日～5月15日	5月16日～8月31日まで
水量(m <sup>3</sup> /s)	0.70	1.17	1.09

備考 この表は、有効雨量がない場合に北方堰地点が確保すべき水量を示すものである。

別表第2

調査又は測定事項

項目	内容
気象	天気, 気圧, 温度, 風向, 風速, 降水量, 積雪量
水象	流入量, 放流量, 取水量, 水温, 貯水池水位
堆砂	堆砂量
ダム	漏水量, 揚圧力, 震度
効果	洪水調節, かんがい, 水道用水, 工業用水

# 花貫ダム警報区域図

